

財務会計システム

勘定奉行[®]11

[建設業編]

機能アップガイド

Ver.4.05 / Ver.4.04



【経営事項審査】	
令和3年4月1日施行の経営事項審査改正に対応しました。	2
【消費税申告】	
e-Taxの令和3年3月22日受付開始分に対応しました。	2
消費税関係申告書等の様式の変更に対応しました。	2
【その他の機能追加】	
『奉行Edge 仕訳入力クラウド』を利用して遠隔地から仕訳伝票を入力できるようになりました。	3
【その他の変更内容】	
画像が含まれていないPDFファイルを添付できるようになりました。 <『奉行Edge 証憑保管クラウド』をお使いの場合>	3

● 令和3年4月1日施行の経営事項審査改正に対応しました。

以下の改正に対応しました。

○技術職員数（Z1）に係る改正

「技術職員区分」に「監理技術者補佐」が追加されて4点として評価
（「監理技術者補佐」は改正建設業法において新設）

○労働福祉の状況（W1）に係る改正

法定労災の上乗として、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても任意の補償制度に加入している場合に加点

○建設業の経理の状況（W5）に係る改正

公認会計士等の算出にあたって算入できる者を改正

○知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査事項（W10）の新設

建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況も評価

○解体工事業追加に係る経過措置の終了（令和元年6月1日完全施行）

「解体工事」が新設されて経過措置が終了

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [経営事項審査]-[審査結果通知書]メニュー
- ・ [経営事項審査]-[経営事項審査設定]-[工事種類別完成工事高設定]メニュー
- ・ [経営事項審査]-[経営事項審査設定]-[技術職員設定]メニュー
- ・ [経営事項審査]-[経営事項審査設定]-[その他項目（社会性等）設定]メニュー

● e-Taxの令和3年3月22日受付開始分に対応しました。

令和3年4月より発行が開始される日税連第五世代税理士用電子証明書に対応しました。

◀ 関連メニュー ▶

[消費税申告書]-[電子申告]-[消費税署名付与]メニュー

● 消費税関係申告書等の様式の変更に対応しました。

申告書および提出書類の押印が廃止されました。

○消費税申告書

○税務代理権限証書

○税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [消費税申告]-[消費税申告書]メニュー
- ・ [消費税申告]-[税理士添付書面]-[税務代理権限証書]メニュー
- ・ [消費税申告]-[税理士添付書面]-[税理士法第33条の2添付書面]メニュー

その他の機能追加

- 『奉行Edge 仕訳入カクラウド』を利用して遠隔地から仕訳伝票を入力できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[仕訳入カクラウド連携設定]メニュー
- ・ [随時処理]-[仕訳入カクラウド連携]-[仕訳入カクラウド]メニュー
- ・ [随時処理]-[仕訳入カクラウド連携]-[マスターアップロード状況確認]メニュー

その他の変更内容

- 画像が含まれていないPDFファイルを添付できるようになりました。
◀ 『奉行Edge 証憑保管クラウド』をお使いの場合 ▶

添付されたファイルは、タイムスタンプを付与しアップロードします。
証憑検査メニューでは、dpi（解像度）および諧調は判定されず「—」で出力されま
す。

なお、画像が含まれているPDFファイルは、これまで通り解像度および諧調が基準を
満たしているかを添付時に確認します。
基準を満たしていない場合は添付できません。

財務会計システム

勘定奉行[®]i11

[建設業編]

機能アップガイド

Ver.4.02



目次

【消費税申告】	
国税電子申告（e-Tax）の改正（令和3年1月4日受付開始分）に対応しました。	2

消費税申告

- 国税電子申告（e-Tax）の改正（令和3年1月4日受付開始分）に対応しました。

令和3年1月4日受付開始分では、以下に対応しました。

- 消費税申告書（付表1-3、付表2-3、付表4-3、付表5-3）
- 居住用賃貸建物の仕入税額控除の適正化

◀ 関連メニュー ▶

[消費税申告]-[電子申告]-[消費税電子申告作成]メニュー

財務会計システム

勘定奉行[®]i11

[建設業編]

機能アップガイド

Ver.4.01



目次

【消費税改正情報】	
消費税申告書（付表）の令和2年の様式変更に対応しました。	2
消費税法の改正に対応しました。	2

消費税改正情報

● 消費税申告書（付表）の令和2年の様式変更に対応しました。

新しい付表が追加されました。

新税率（10%、8%軽減税率）の取引だけしかない場合に使用します。

<原則課税の場合>

- ・ 付表1-3
- ・ 付表2-3

令和2年4月1日以後終了する課税期間に適用されます。

<簡易課税の場合>

- ・ 付表4-3
- ・ 付表5-3

令和元年10月1日以後終了する課税期間に適用されます。

※詳細は、国税庁ホームページ「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き・様式等」をご参照ください。

◀ 関連メニュー ▶

[消費税申告]-[消費税申告書]メニュー

● 消費税法の改正に対応しました。

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の消費税額は、仕入税額控除の対象外になりました。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整できます。

- ・ 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に課税賃貸用に供した場合
- ・ 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

これに伴い、付表2に、項目「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額」が追加されています。

控除税額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	①			
調整額	調整対象固定資産を課税賃貸用（非課税賃貸用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	②			
調整額	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	③			

（令和2年4月1日以後に終了する課税期間）

当システムでは、付表2の項目「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額」に対して、金額を手入力できます。

該当する仕入控除の金額がある場合だけ、入力します。

◀ 関連メニュー ▶

[消費税申告]-[消費税申告書]メニュー